

○中村学園大学(含む短期大学部)外部評価委員会規程

平成29年10月1日

制定

(設置)

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)に、自己点検・評価報告書の客観性・適切性を確保するために学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させ、本学の教育研究水準の向上を図ることを目的とする外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学における自己点検・評価について、次の各号に掲げる事項を検証する。

- (1) 自己点検・評価の評価に関する事項
- (2) その他自己点検・評価に関し、必要な事項

2 委員会は、検証結果を学長に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、学校法人中村学園の役員及び教職員でなく、高等教育について優れた見識を有し、本学の振興発展に関心と理解のあるステークホルダー(自治体、経済界、中等・高等教育関係者等)若干名をもって構成し、委員は学長が指名し委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、評価を行う際に知り得た事項について、守秘義務を負うものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、連携推進部において処理する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。